

## CISG-AC 意見第 20 号

### 「CISG におけるハードシップ」

ラポルトゥール：エドガルド・ムニョ (Edgardo Muñoz) 教授 (メキシコ, パナメリカーナ大学 (グアダラハラ))。本意見は, メキシコのプエルトバヤルタに於いて 2020 年 2 月 2 日～5 日に開催された CISG-AC 第 27 回会合を経て採択された。

議長 マイケル・ブリッジ (Michael Bridge)

委員 イェシム・アタマー (Yesim Atamer), エリック・バーグステン (Eric Bergsten), ヨアヒム・ボネル (Joachim Bonell), シーグ・アイゼレン (Sieg Eiselen), ラウロ・ガマ (Lauro Gama), アレハンドロ・ガロ (Alejandro Garro), ロイ・グッド (Roy Goode), ジョン・ゴタンダ (John Gotanda), 韓世遠 (Han Shiyuan), ジョニー・ヘレ (Johnny Herre), ピラー・ペラーレス・ヴィスカシラス (Pilar Perales Viscasillas), インゲボルグ・シュヴェンツァー (Ingeborg Schwenzer), 曾野裕夫 (Hiroo Sono), クロード・ウィッツ (Claude Witz)

事務局 ミレナ・ジョルジェヴィッチ (Milena Djordjević)

### CISG 第 79 条

- (1) 当事者は、自己の義務の不履行が自己の支配を超える障害によって生じたこと及び契約の締結時に当該障害を考慮することも、当該障害又はその結果を回避し、又は克服することも自己に合理的に期待することができなかったことを証明する場合には、その不履行について責任を負わない。
- (2) 当事者は、契約の全部又は一部を履行するために自己の使用した第三者による不履行により自己の不履行が生じた場合には、次の(a)及び(b)の要件が満たされるときに限り、責任を免れる。
  - (a) 当該当事者が(1)の規定により責任を免れること。
  - (b) 当該当事者の使用した第三者に(1)の規定を適用するとしたならば、当該第三者が責任を免れるであろうこと。
- (3) この条に規定する免責は、(1)に規定する障害が存在する間、その効力を有する。
- (4) 履行をすることができない当事者は、相手方に対し、(1)に規定する障害及びそれが自己の履行をする能力に及ぼす影響について通知しなければならない。当該当事者は、自己がその障害を知り、又は知るべきであった時から合理的な期間内に相手方がその通知を受けなかった場合には、それを受けなかったことによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- (5) この条の規定は、当事者が損害賠償の請求をする権利以外のこの条約に基づく権利を行使することを妨げない。

## 【意見】

- 1 契約に別段の定めがない限り、ハードシップについては次の準則が適用される。
- 2 CISGは、ハードシップの状況を規律する。
- 3 ハードシップがあるとされない限り、当事者は、履行がより負担の大きいものとなっても、その債務を履行しなければならない。
- 4 当事者の一方の支配を超える事情の変更によって、履行が過度に負担の大きなものとなった場合において、その当事者に、当該変更を考慮に入れておくことも、当該変更又はその結果を回避し、又は克服することも、合理的に期待することができなかつたときは、ハードシップが存在する。
- 5 ハードシップは、履行の費用が増加した場合、又は履行の価値が減少した場合に生じ得る。
- 6 ハードシップは、契約締結前に発生していた出来事であつて、両当事者が知らず、かつ、知ることでもできなかったものからも生じ得る。
- 7 ハードシップが存在するかどうかを判断するにあたっては、次の非排他的な要素を考慮する。
  - a. 事情変更のリスクがいずれかの当事者によって引き受けられていたか否か
  - b. 契約が投機的性質を有するものであるか否か
  - c. 過去に市場変動があつたか否か、及びその程度
  - d. 契約の存続期間
  - e. 売主が、目的物を自己への供給元から取得済みであるか否か
  - f. いずれかの当事者が市場の変化をヘッジしていたか否か
- 8 ハードシップの影響を受けた当事者は、相手方に対し、その状況とそれが自己の履行をする能力に及ぼす影響について、相手方に通知しなければならない。影響を受けた当事者は、自己がハードシップの状況を知り、または、知るべきであつた時から合理的な期間内に相手方がそのような通知を受けなかつた場合には、それを受けなかつたことによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 9 ハードシップがあるとされる場合でも、いずれの当事者も、損害賠償の請求と債務の履行を求める権利以外の権利を行使することを妨げられない。

- 10 ハードシップに基づく免責は、ハードシップが存在する間、その効力を有する。
- 11 CISGにおいては、ハードシップがあるとされる場合でも、当事者は契約の再交渉をする義務を負わない。
- 12 CISGにおいては、ハードシップがあるとされる場合でも、裁判所又は仲裁廷は契約を改訂することができない。
- 13 CISGにおいては、ハードシップがあるとされる場合でも、裁判所又は仲裁廷は契約を終了させることができない。

(訳・曾野裕夫)

[訳者による注記]

ここに訳出したのは、CISG-AC Opinion No. 20, Hardship under the CISG, Rapporteur: Prof. Dr. Edgardo Muñoz, Universidad Panamericana, Guadalajara, Mexico. Adopted by the CISG Advisory Council following its 27th meeting, in Puerto Vallarta, Mexico on 2 – 5 February 2020 の「注釈 (Comments)」を除いた「意見 (Opinion)」(いわゆる black letter 部分) である。